

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・**縮減**）

（環境省・序）

制 度 名	公害防止用設備の特別償却(産業廃棄物処理施設)				
税目(条文番号)	租税特別措置法第 11 条、第 43 条				
見 直 し の 内 容	<p>公害防止用設備の特別償却のうち、産業廃棄物処理施設について延長要望を行わない。</p> <table border="1" data-bbox="1013 821 1451 909"> <tr> <td data-bbox="1013 821 1203 909">増収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1208 821 1451 909">7 8 百万円</td> </tr> </table>			増収見込額 (平年度)	7 8 百万円
増収見込額 (平年度)	7 8 百万円				
廃 止 又 は 縮 減 の	<p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく削減計画において、廃棄物の焼却処理に伴い排出されるダイオキシン類の排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減することが目標とされているところ、平成 19 年の実績では平成 15 年比で約 23%の削減が達成されている。このため、平成 22 年度における目標達成に向けた本税制による支援措置の必要性がなくなったものとみられるため。</p>				